



地域の森・花づくり 活動支援事業ガイドブック



公益財団法人

福岡市緑のまちづくり協会

地域の森・花づくり活動支援事業とは

福岡市内で森・花づくり活動を行う団体に対し（公財）福岡市緑のまちづくり協会が、助成金を交付し、活動を支援する事業です。

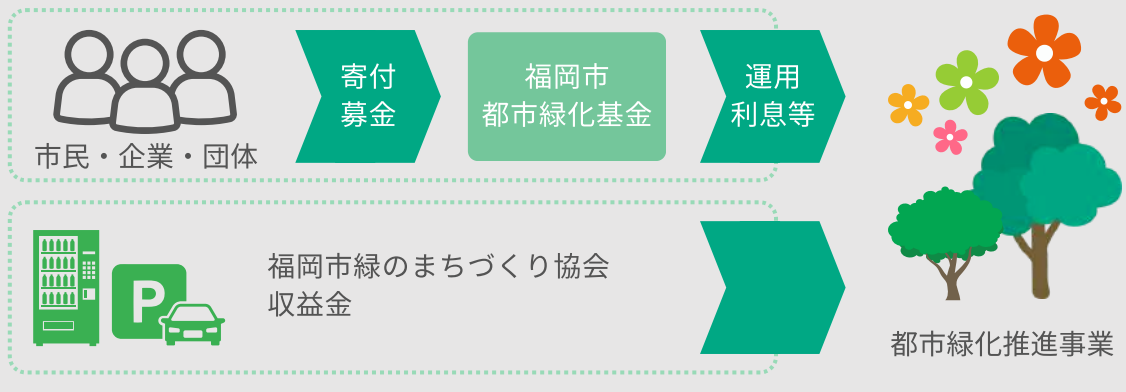
この事業の助成金の交付を受けるには地域の森・花づくり団体として協会から認定を受ける必要があります。

地域の森・花づくり活動支援事業の目的

市民の皆さんで結成された団体が自主的に取り組む緑化活動を育成・支援することにより、緑の普及啓発、地域の環境改善、地域コミュニティの形成などを図ることを目的としています。



助成金の財源



本事業の助成金は、税金ではなく、福岡市都市緑化基金の寄付・募金の運用利息等を活用しています。市民・企業・団体の皆様の善意でいただいた寄付・募金ですので、地域の森・花づくり活動支援事業を申請される方は良好な維持管理にご協力をお願いいたします。

目次

1. 新規認定にあたって	1
認定の条件	1
認定から助成金交付までの流れ	3
よくあるお問い合わせ	4
2. 認定後ガイド	5
一年間の流れ	5
助成金使用の注意事項・よくある質問	6
助成対象項目一覧	7
変更の手続き	9
助成金以外の各種支援について	10

1. 新規認定にあたって

この事業では、『地域の森づくり』と『地域の花づくり』の2種類の活動が対象となります。
どちらも公共用地が対象となり、助成金の額は活動の種類や認定区域面積によって異なります。

新規認定にあたって

認定の条件

①申請の対象条件

▼いくつか条件を満たしている必要があります。こちらの表でご確認ください。

	地域の森づくり				地域の花づくり	
	緑の保全・管理		まちなか緑づくり			
活動内容	樹林地等の 保全管理 間伐、剪定、除草 など		市街地に植樹を行う活動		花壇づくりなど	
認定区域 面積	300㎡以上		150㎡以上 300㎡未満	300㎡以上	植栽可能面積が 10㎡以上	
助成金額	3年間	20万円	10万円	20万円	5年間	2,000円/㎡ 上限20万円
	4年目 以降	10万円	5万円	10万円	6年目 以降	1,000円/㎡ 上限10万円
共通条件	☐ 活動場所の所有者または管理者の承認を得ている ☐ 活動場所が福岡市内の <u>公共用地</u> である ☐ 5年以上の継続が可能な団体である ☐ 会員数が <u>5名以上</u> である(「代表」「副代表」「会計」「監事」の4役員を含む) ☐ 営利目的でない ☐ 市民等により結成された自主的な団体である ☐ 特定の宗教等に基づいた団体でない					

ご不明な点はお問い合わせください。

新規認定申請期間

認定	申請期間 ※土日祝除く	助成金交付対象
上半期	1/4～1/31	4/1～の購入物
下半期	7/1～7/31	10/1～の購入物

※下半期認定の助成対象期間は、認定初年度も1年として加算します。
また、下半期認定の初年度助成金額は半年分の額となります。

②認定の対象外になる事例

◆福岡市から他の制度により補助金、助成金等の交付を受けている団体

福岡市から認定区域の活動に補助金等を受けている団体は対象外です。補助金等の交付期間終了後に申請してください。ただし、経理を明確に分けることができ、別事業と見なしうる場合はこの限りではありません。

なお、活動資材等のみを受けている団体や、福岡市以外の自治体、自治会、企業等から別途に活動資金等を受けている団体は対象です。

◆公園愛護会との関係

公園愛護会活動と重複する福岡市の各区や指定管理者が管理する都市公園、緑地での地域の森づくり活動は対象外です。

◆企業が単独で行う活動

企業名が入った団体や、企業が単独で行う活動の場合は対象外とします。本事業で対象とする団体は、「市民等により結成された団体」、「自主的に取り組む」活動を行う団体となっております。

企業と地域住民の連合体としての団体は対象となります。

◆受託による活動

団体が活動場所の管理者や事業者からの受託により維持管理を行う箇所については、対象外とします。

◆自然樹林地ではない緑地（指定管理者がいる緑地）での森づくり活動

指定管理者が管理する都市公園、緑地での地域の森づくり活動は対象外です。

③地域の花づくり 植栽可能面積の算出方法について

花壇の認定区域面積は土の面の実面積（小数点3位切り捨て）の合計数量とし、助成金算出の対象面積は、合計数量の少数点以下を切り捨てた面積とします。

また、既に宿根草や低木があり今後植え替える予定がない場合、その植栽面積は認定区域面積から控除します。



認定区域面積＝斜線

樹木・岩・通路の面積・宿根草・
外枠などは対象外

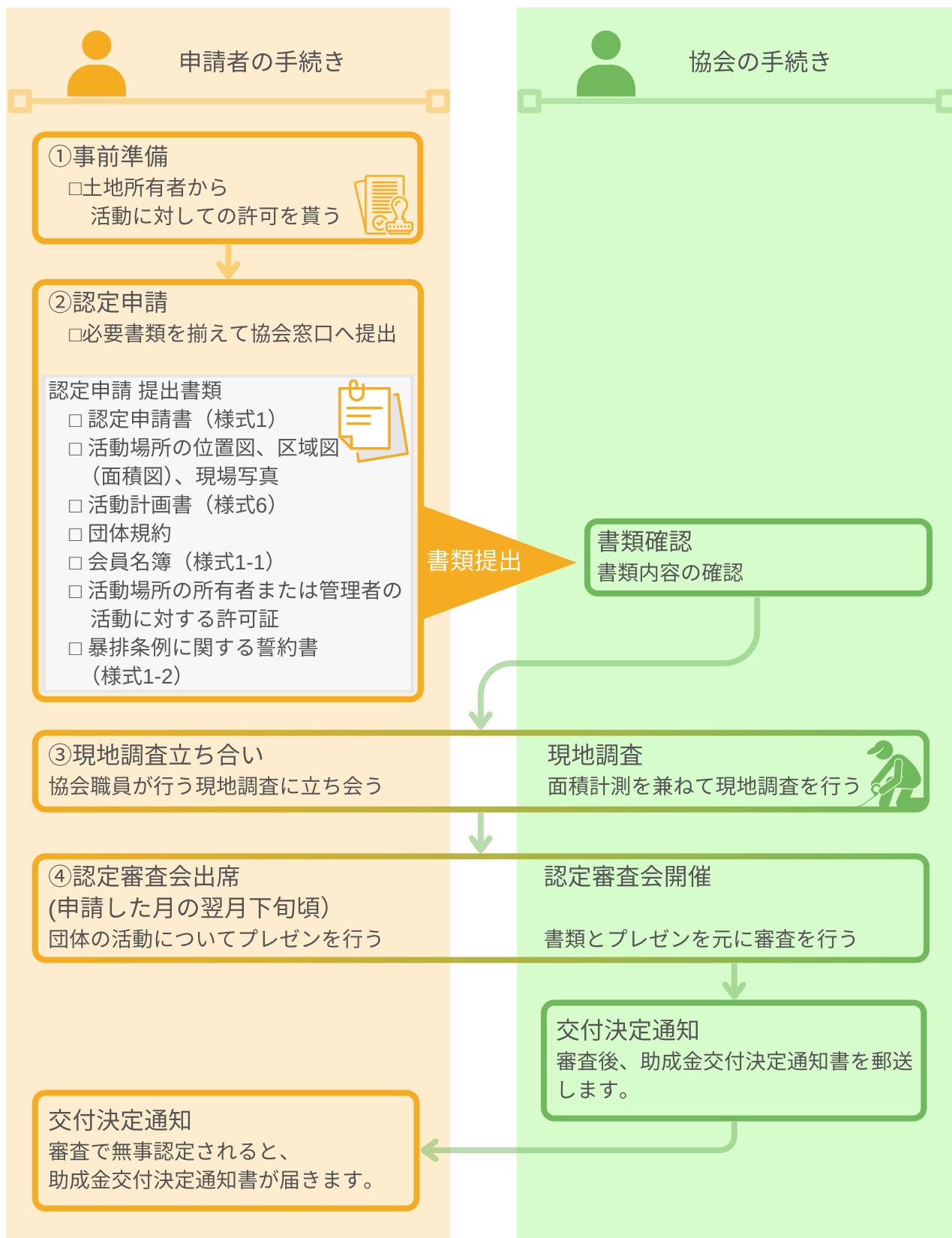
フラワーボックス（プランター）については、概ね 30ℓ 以上の容量がある大型のプランターを対象とします。（通常移動が困難な、または移動しないことを前提としたもの）花壇と同じく土の面の実面積により認定区域面積とします。

一般家庭用の簡易で移動可能なプランターは対象としません。

認定から助成金交付までの流れ

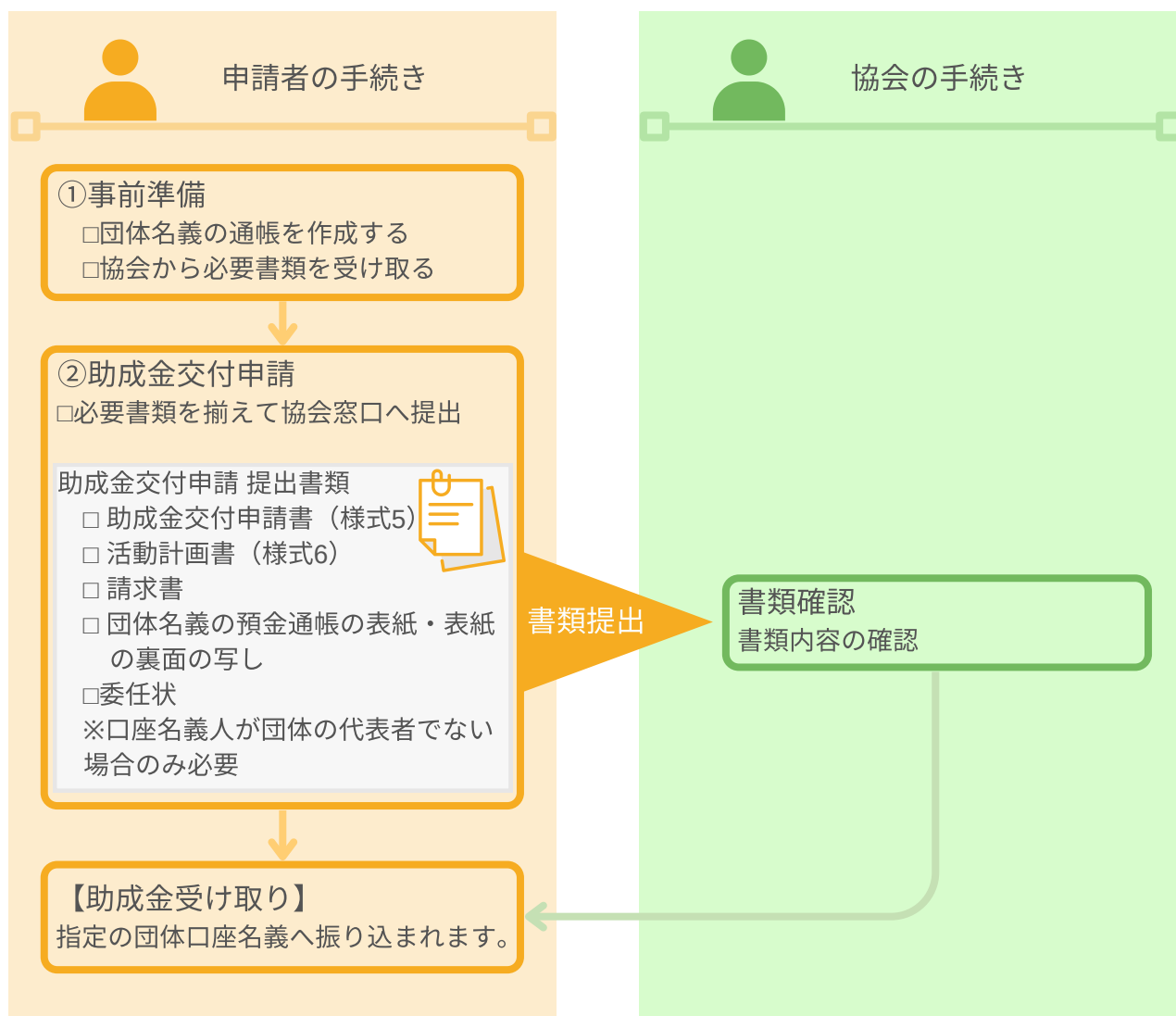
申請から認定までの流れは、認定申請、調査立ち合い、認定審査会出席、認定通知の順で進みます。

.....助成金認定までの流れ.....



助成金交付手続き(毎年)

協会の活動支援団体に認定された後は、助成金受け取りのための手続きを行います。書類の提出と団体名義の通帳が必要になります。この手続きは毎年必要です。



新規認定にあたっての注意

🌸 団体規約について

認定申請時に協会へ提出する団体規約は、花・緑に関する活動についての記載があるものをご準備ください。

🌸 団体の名義について

団体の名義は統一する必要があります。

以下の書類・記載内容において、すべて同一の団体名を使用してください。

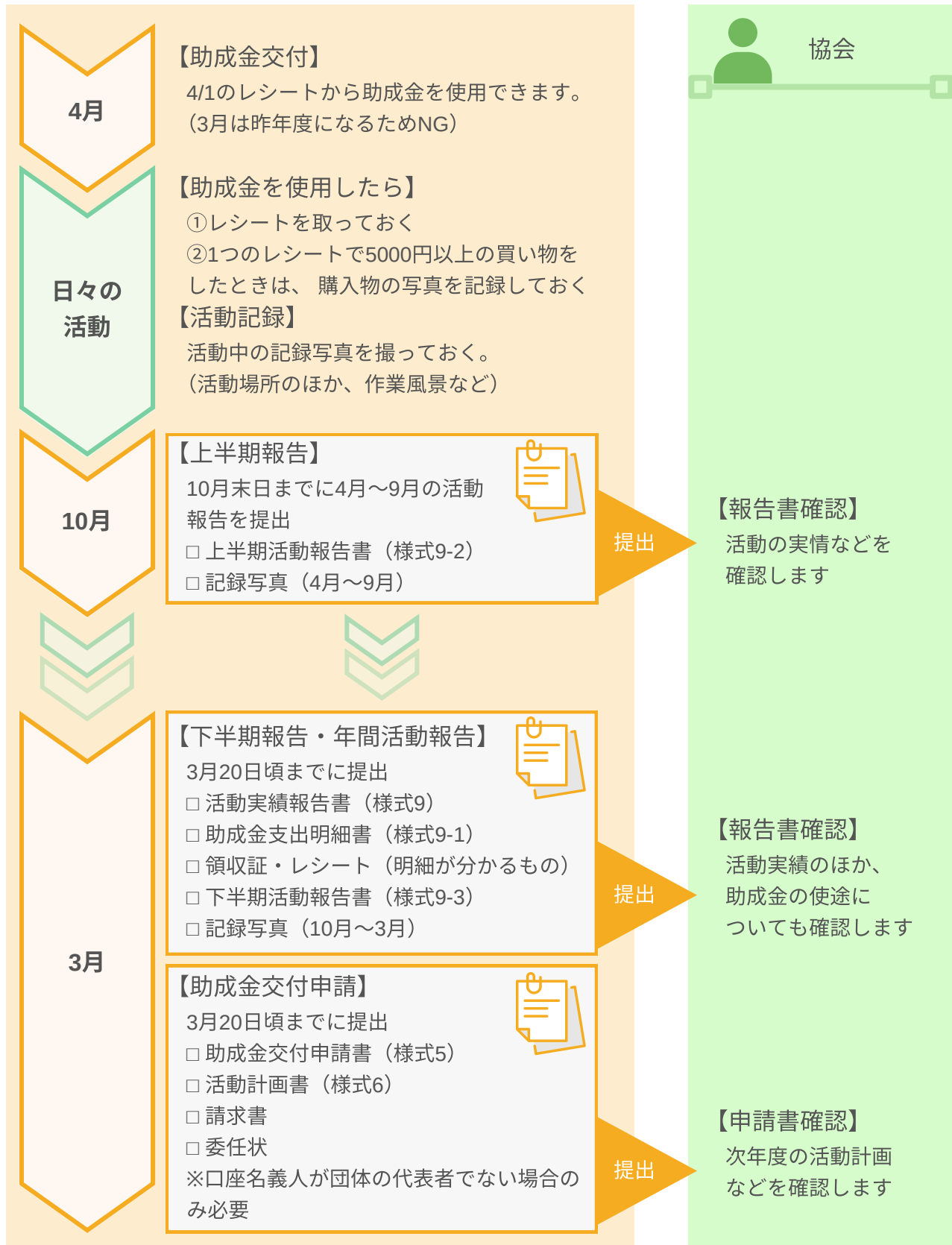
- ・ 団体名（正式名称）
- ・ 許可書等の書類に記載された団体名
- ・ 団体の規約に記載された団体名
- ・ 団体の銀行口座の名義

※名義の不一致がある場合、申請や手続きに支障が出る場合があります。

2.認定後ガイド

認定後

一年間の流れまとめ



認定後

毎年の活動報告

認定後は毎年、年に2回の活動報告をする必要があります。

- ①上半期（4月～9月）の活動報告 を10月末日までに
- ②年間活動報告と助成金交付申請 を3月20日頃までに提出してください。

協会は、これら報告書に基づいて助成金の適正な支出を確認します。

活動報告書には活動日や内容を、記録写真には活動の様子がわかる写真を複数枚添付し、年間活動報告では助成金で購入したものの領収書と支出明細を提出してもらいます。

認定後

助成金使用の注意事項、よくある質問

購入品の取り扱いについて

○購入した物品には協会から支給されたシールを貼り、団体の誰もが利用できる形にしてください。（シールが不足する場合、協会へご連絡下さい）

○助成金で購入した花苗や資材、道具は認定された活動場所で使用してください。

よくあるご質問

- ✿ 報告書の領収書は原本でなければいけませんか？
⇒基本は原本提出となっておりますが、団体で原本を5年間保管していただける場合はコピー提出でも大丈夫です。
- ✿ レシートではいけませんか？
⇒レシートで大丈夫です。
- ✿ 助成金が余ったらどうなりますか？
⇒返納していただきます。繰り越しはできません。
- ✿ 助成金で購入していいものはなんですか？
⇒認定された活動場所で使用する植物、土、道具をはじめ、管理経費も対象になる場合があります。条件があるものも多いため、詳しくは9ページの助成対象項目一覧をご覧ください。

助成対象項目一覧

R7改訂

費目	内容
a 植物・土・肥料等 の購入費 	樹木の購入費（上限 5,000 円/本） 植樹に関しては、土地管理者との協定に従って行うこと
	花苗、種子の購入費（上限 2,500 円/株） 「地域の森づくり」における花苗やセダム等の木本類以外の植物や、花壇枠等の材料費については、 助成金の 40%以内の金額 とする
	樹木、花苗、種子購入時の送料
	肥料、土壌改良剤、薬剤
b 道具・資材等 の購入費 	スコップ、鍬、ホース、バケツ、雨水タンク 活動場所で使用するものに限る
	簡易な倉庫、草刈り機（50,000 円未満）
	花壇枠や看板の材料費
	ヘルメット、軍手、長靴、帽子等、 安全管理上必要なもの
	ビブス等、安全の為に必要な着衣物（上限 2,000 円/単価） 合計額は助成金の 30%程度を上限とする ※購入前に一度協会へご確認ください
c 管理経費等 の費用 	1 人当たり 1 日 200 円以内の活動日における飲料（茶菓子含む） 助成金の 30%程度を上限とする 会員以外の分も含む
	往復 1 回あたり一律 1000 円の交通費 買い出し・報告書提出・表彰式参加・協会が主催する研修会や講習会等へ出席するための交通費が対象 助成金の 10%程度を上限とする
	会議室使用料
	書籍購入費
	活動内容に関係するもので、 助成金の 30%程度を上限とする
	協会への書類提出等に必要な郵送料
	消耗品費（用紙等の事務用品）
	森・花づくり活動にかかる会報、ポスター、チラシの印刷費 助成金の 30%程度を上限とする
	機械のレンタル料
	活動場所で使用する道具の修理費。ただし、高額な場合は除く
	ボランティア保険料 会員以外の分も含む
	花壇の水やりに使用するための水道料金 実費相当
	剪定した枝、間伐材等の処理費用
	森・花づくり技術向上の為に講習会や研修会の開催に必要な講師謝礼金（講師は会員以外とする） 助成金額の 30%程度を上限とする

よくあるお問い合わせ（助成金の対象項目について）

Q. 購入金額の上限よりも高いものが買いたい

A. 購入金額に上限のあるものは、上限額まで助成金で支出、残りの金額を助成金以外で支払う形でご購入下さい。

Q. ボランティア保険の助成金対象はいつになりますか？

A. 支出日で対象年度を判断します。

(令和7年度助成金の場合...令和7年4月～令和8年3月支払いが対象)

Q. 交通費は対象になりますか？

A. 買い出し・報告書提出・表彰式参加・協会主催の講習会等へ出席するための交通費に限り対象になります。交通費は、人数に関わらず、往復1回あたり一律1000円とします。(助成金の10%が上限)

よくある、助成金対象外になってしまう例

- ・ 協会主催以外の講習会等への参加費、交通費
- ・ 団体専用の事務室、事務機器、電話料金、電気代、HPの維持管理等の経常的な経費
- ・ デジカメ、プリンター本体の購入、修理費
- ・ 委託して行う工事、及び活動の企画、運営、調査、会報作成等の経費
- ・ 懇親会費、弁当費等(作業時以外のお茶菓子代)
- ・ 高速料金 ※種苗等購入は近隣店舗のご利用にご協力ください。
- ・ 人件費（会員の賃金、活動場所までの交通費、謝礼金や手当など）
- ・ 会員以外への人件費（ボランティアへの謝礼金や手当等）

その他の対象について疑問や不明な点がある場合は、一度協会にお問い合わせください。

認定後、何か変更が生じた時

変更の手続き

団体名、代表者名、認定面積に変更が生じた場合は、「活動団体認定変更申請書（様式3）」に関係書類を添付して提出して下さい。

※活動場所の許可者にお知らせの上必要手続きを行ってください。

各種手続き 提出が必要な書類一覧

団体名の変更

- ☐ 活動団体認定変更申請書（様式3）
- ☐ 団体規約
- ☐ 団体通帳の写し

代表者名の変更

- ☐ 活動団体認定変更申請書（様式3）
- ☐ 会員名簿（様式1-1）
- ☐ 団体通帳の写し

活動場所・活動規模の変更

- ☐ 活動団体認定変更申請書（様式3）
- ☐ 活動場所の位置図、区域図（面積図）、現場写真
- ☐ 活動場所の所有者または管理者の活動に対する許可書の写し

※花づくり活動で認定区域面積が何らかの事由により減少する場合は、助成金の減額が必要です。
※助成金変更申請書の提出があった時点で減額分を返納していただきます。
※年度途中の認定区域面積の拡大については増額を行わず、次年度からの増額となります。

活動の休止

- ☐ 活動団体認定休止届（様式 11）

活動の廃止（認定の取り消し）

- ☐ 活動団体認定廃止届（様式 10）
- ※年度途中で活動が休止及び廃止した場合は、書類の提出があった時点での助成金支出残額を返納していただきます。

各種書類は協会HPにあります。

HPからのダウンロードが難しい場合は郵送いたしますので、協会にご連絡ください。

助成金以外の各種支援について

認定団体には、助成金の支援以外にもいくつか支援やサポートが提供されます。

耕運機貸出

舞鶴公園と東平尾公園に置いてある耕運機を無料で貸し出します。
貸し出しには申請書の提出が必要ですので、希望される方はご連絡ください。

1.貸し出し機材

- ①耕運機クボタ菜園倶楽部「ニューミディカチット TMC200」
- ②カラーコーン
- ③バー

2.貸し出し対象者

（公財）福岡市緑のまちづくり協会が助成している活動団体及び、緑のコーディネーターで耕運機運転講習会を受講した人、及び**耕運機運転の経験がある人**

3.貸し出し対象場所

- ・地域の花づくり・森づくり活動認定区域での花づくり活動
- ・公有地での花づくり活動
- ※私有地での利用は対象外となります。

4.貸し出し期間 最大1週間



緑のコーディネーター派遣の謝礼を協会が負担（初回）

認定団体は、花づくり、森づくりの現地指導を受けることができる
緑のコーディネーターの講師派遣制度を**初回無料**で利用することができます。

2回目以降も講師料負担で利用可能。講師料は助成金の対象になりますので是非ご活用ください！

緑のコーディネーターとは

花や緑に関する知識や関心をもつ方を福岡市が認定し、得意分野ごとの人材バンクに登録して、市民が自主的に取り組む活動を支援する制度です。花壇整備、森林管理など、それぞれを得意とした講師を派遣して相談会を実施します。



情報誌『グリーンノート』について

緑のまちづくり協会では2カ月に一度、活動団体や緑のコーディネーター向けに情報誌『**グリーンノート**』を発行しています。

1.グリーンノートへの記事掲載

写真や記事を送っていただければ『グリーンノート』に掲載させていただきます！

2.花緑情報提供

グリーンノートの発行に合わせて、情報誌や様々な花緑情報チラシを各団体にお届けします。



お問い合わせ & 申請先

窓口にお越しの際は、事前にご連絡ください。

公益財団法人 福岡市緑のまちづくり協会
みどり課 企画推進係

〒810-0033

福岡市中央区小笹5丁目1番1号
福岡市植物園 緑の情報館 2 階

TEL：092-260-8816

FAX：092-401-1384

メール：mms@midorimachi.jp

ホームページ： <https://www.midorimachi.jp/>

協会ホームページ

書類ダウンロードは
こちらから↓↓

